

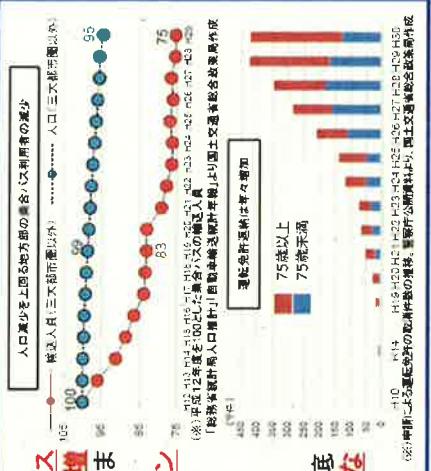
## 地域公共交通活性化再生法の一部改正（令和2年）

改正内容

1. 地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスター プラン) 作成
2. 地域における協議の促進
3. 既存の交通サービスの改善の徹底
4. 輸送資源の総動員による移動手段の確保

性要必要量

- 人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、**公共交通サービスの維持・確保が難しくなっている**中、**高齢者の運転免許の返納が年々増加する**等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっている。
  - 加えて、多様な関係者が連携し、**地域経済社会の発展に資する交通インフラを整備すること**により、生産性向上を図ることも必要となっている。
  - 地方公団体**が、**交通事業者**等と連携して、
    - ①公共交通を中心**に地域の輸送資源を総動員**する交通計画を作成
    - ②最新技術等も活用しつつ、既存の公共交通サービスの改善・充実を徹底するとともに、**国が予算面ヒノウハウ面から支援**を行うことで、持続可能な地域公共交通を実現。



4 資料告白



法律案の概要

- (1) 地域が目づけaino<sup>9</sup>る地域の交通  
○地方公共団体による「地域公共交通計画」(マスター・プラン)の作成  
○乗合バスの新規参入等の申請があつた場合、国土交通大臣が地方公共団体に対し通知

(2) 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実  
<輸送資源による移動手段の確保>  
○維持が困難となつたバス路線等について、多様な選択肢を検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスを継続  
(地域旅客運送サービス・継続事業)  
○過疎地等で市町村等が行つ自家用有償旅客運送の実施の円滑化  
○鉄道・乗合バス等における貨客混載に係る手続の円滑化  
(貨客運送効率化事業)

<既存の公共交通サービスの改善の徹底>  
○利用者目線による路線・ダイヤの改善や、運賃の設定等を促進  
(地域公共交通利便増進事業)  
○MaaSに参加する複数の交通事業者の運賃設定に係る手続のワンストップ化、MaaS協議会制度の創設  
(新モビリティサービス事業)

(3) 交通インフラに対する支援の充実  
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による資金の貸付制度の拡充

山形県の対応

- ・地域公共交通計画への改正と補助制度との連携強化を想定し、今年度県下全市町村を対象とした県単位での計画を策定予定
  - ・それに伴い、山形県地域公共交通活性化協議会を設置。鶴岡市地域公共交通会議はその市町村部会の役割を兼ねる。
  - ・計画や法定協議会は、地域の事業者や自治体が地域の様々な公共交通サービスの連携などを実施したい際にすべてに可能となるハコ的な役割
  - ・県計画と同時に進められる広域連携事業（地域公共交通トライアル推進事業）の認定を受けることにより、地域間幹線系統について3年間「密度カット」が適用除外に。
  - ・ファイダーシステム補助金についても3年間増額が図られるほか、合算額が県協議会に交付され、参画市町村相互で上限額に達しない部分を融通できる。

# 山形県地域公共交通計画（仮称）の策定

## 1 地域公共交通計画の概要

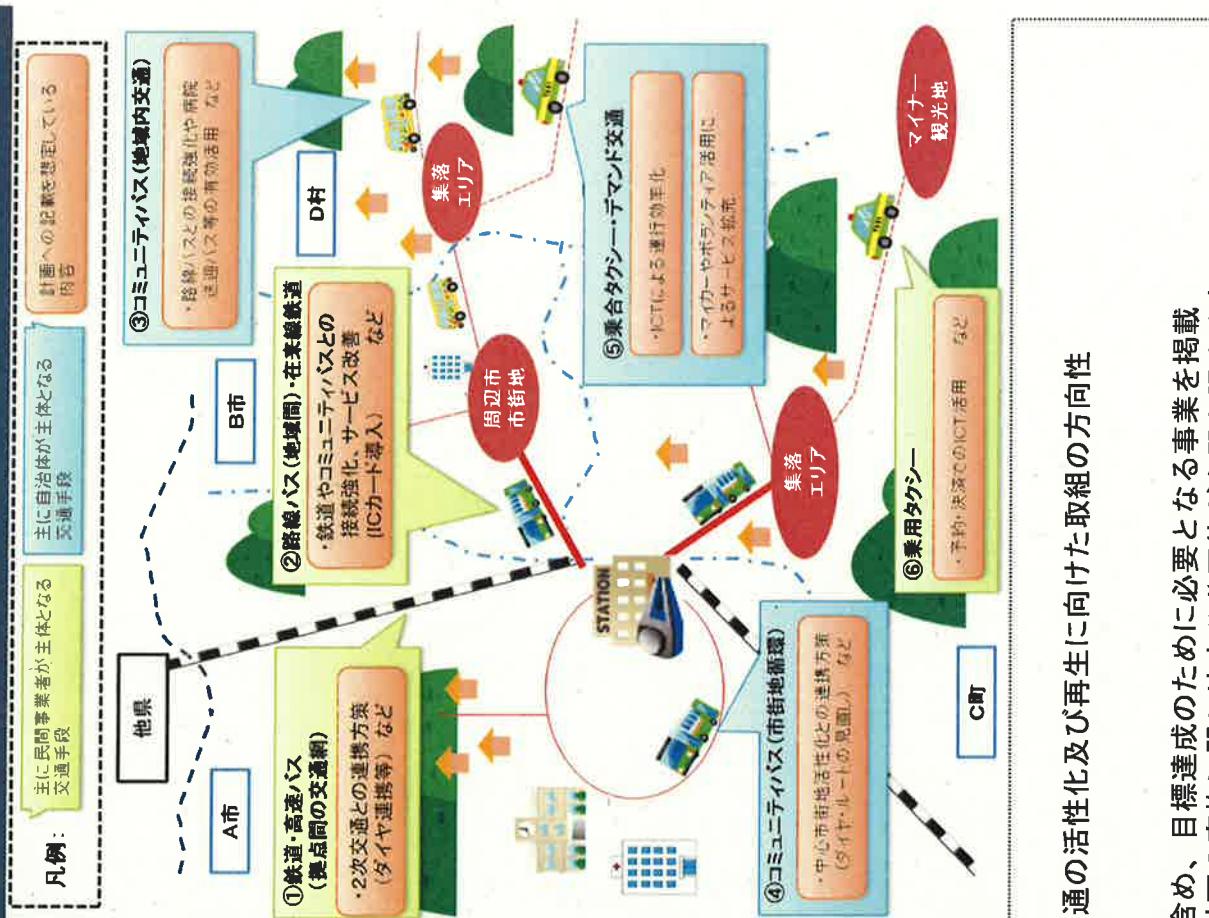
- ◆ 「地域にとつて望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする
- ◆ 「マスター プラン」としての役割を果たすもの
- ◆ 国が定める基本方針に基づき地方公共団体が協議会を開催し、交通事業者等との協議の上で策定
- ◆ 地域公共交通のネットワークの形成にとどまらず、持続可能な事項（基本方針、目標、実施主体、評価手法等）を整理する

## 2 計画策定のポイント

- (1) 地方公共団体が中心となり事業者・地域と連携行政が全てを考え、全てを負担し、実行しなければいけないということではなく、協議会を通じて議論した関係者全員の役割と責務について計画の中で明確化する。
- (2) 持続可能性のある地域旅客運送サービスの提供を確保① まちづくり、観光、福祉、物流等の分野と連携し、公共交通事業者による旅客運送サービスの改善・充実に加え、② タクシーやスクールバス、福祉、宿泊施設の既存の民間事業者による送迎・物流サービス等、「地域における輸送資源を総動員」し、検討する。
- (3) 定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施

## 3 計画策定に必要な記載事項

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針
- (2) 将來像すべき公共交通が果たすべき役割
- (3) 公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性
- (4) 地域が目指すべき目標
- (5) 計画の区域
- (6) 計画期間
- (7) その他の計画の実施に関する事項



## 山形県地域公共交通計画（仮称）の策定

### 4 地域公共交通計画策定によるメリット

#### (1) 「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」

- ① 地域公共交通計画を策定した場合、みなし運行回数によるカット措置（密度カット）の適用除外（3年間限定）  
〔地域公共交通協動トライアル推進事業であることが条件〕

⇒ 平均乗車密度の見込数值が5人未満の補助対象系統は以下のとおり、補助額が減額補正される（密度カット）。

【通常】 輸送量 = 計画平均乗車密度 × 計画運行回数  
【カット】 輸送量 = 計画平均乗車密度 × 計画運行回数 ×  $\frac{\text{計画平均乗車密度}}{5}$  ※密度が5人以上であれば影響なし

（減額補正割合）

#### (2) 「地域内ファイダーシステム確保維持費国庫補助金」

- ① 地域公共交通計画を策定した場合、上限額の引き上げ（3年間限定）

○ 地域公共交通計画を策定した場合の算定式

対象人口 × 150円 + 560万円（定額）

○ 通常の補助を受ける場合の基本算定式

i) 人口密度120人以上 : 対象人口 × 120円 × 0.7（補正係数）+ 460万円（定額）  
ii) 人口密度120人未満 : 対象人口 × 120円 × 1.0（補正係数）+ 460万円（定額）

- ② 地域公共交通計画を策定した法定協議会に対するインセンティブ（3年間限定）  
〔地域公共交通協動トライアル推進事業であることが条件〕

【原則】・市町村毎に設定する補助上限額の範囲内とする

- 【特定】・地域公共交通計画の対象区域内の市町村にあつては、市町村毎に設定する補助上限額（原則と同様）の合計額の範囲内で、協議会に対し補助金を交付し、柔軟に配分

<イメージ>

	A市	B市	C町	A市・B市・C町	特例
上限額	100	50	50	200	
補助申請額	120	50	10	180	
交付額	100	50	10	180	

◆法改正による計画と補助制度の連動（未定）

現行の補助制度は、法定計画（網形計画）の作成を補助要件としては求めておらず、別途に要綱に基づく補助計画を作成  
⇒ 新たな「地域公共交通計画」については、乗合バス等の運行費補助と運動化し、真に公的負担による確保維持が必要な路線等に対し、効果的・効率的な補助を実施を検討。

# 山形県地域公共交通計画（仮称）の策定

## 5 計画の位置づけ

＜位置づけ①＞ 地域公共交通政策の「マスタープラン」  
交通政策のあり方や個別事業の実施理由や効果を明確に。

＜位置づけ②＞ まちづくりとの連携強化  
コンパクトな都市構造の実現を支援する計画の検討が可能に。

＜位置づけ③＞ 関係者間の連携強化  
法定協議会を設置し、計画策定を進めることにより、関係者間の連携を強化することが可能に。

＜位置づけ④＞ 公共交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化  
地域全体の公共交通を「ネットワーク」として総合的に捉えることにより、地域で活用できる公共交通機関全体の連携を強めたり、事業を関係者全員で考えたりすることが可能に。

＜位置づけ⑤＞ 公共交通政策の継続性  
担当者の異動によって事業が頓挫することなく、事業の継続性が確保され、公共交通を着実に改善することが可能に。

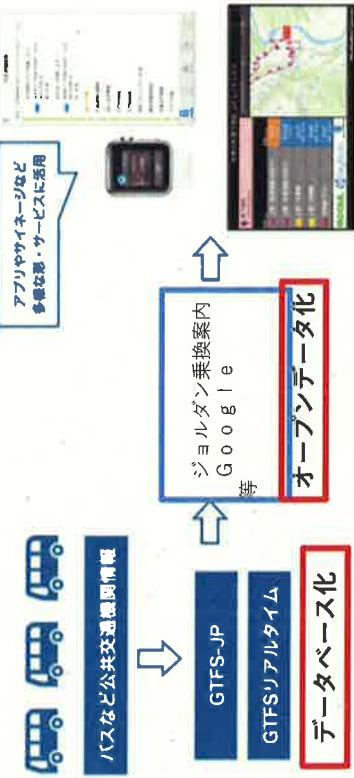
## 6 地域公共交通情報のオープンデータ化の促進

(1) 計画におけるオープンデータ化の位置づけ  
計画の中で、山形県内における様々な様々なMaaS及びその類似サービスの活用基盤の整備のため、有償・無償を問わない県内の様々な交通サービスの情報について、デジタルフォーマット化（データベース化）とオープンデータ化を推進するための方向性を定める。

### (2) オープンデータ化の実施

上記(1)に併せて、実証実験として、県内の山交バスや庄内交通のみならず、市町村で運営している全てのバス路線情報について、グルなどの経路検索サービスや大手地図サイト等において、経路として検索できるようになるため、市町村・バス事業者と連携し、県内全てのバス路線情報を国土交通省が定めた「標準的なバス情報フォーマット」形式で整備する。

整備したデータベースは、オープンデータとして公開するとともに、各経路検索サービスや大手地図サイト等に対して情報提供し、経路として検索できるようにする。



令和2年6月2日  
総合交通政策課

## 山形県地域公共交通活性化協議会

### 山形県地域公共交通活性化協議会構成員

- 1 目的  
○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、山形県地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行うために設置

- 2 設立  
○ 令和2年4月24日

#### 3 構成員

- 別紙のとおり  
○ 協議会の設立時の会長は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課課長  
○ 事務局は、山形県みらい企画創造部総合交通政策課

- 4 事業  
○ 協議会は、1の目的を達成するため、次の業務・協議・調整を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に關すること。  
(2) 計画の実施に関する協議に關すること。  
(3) 計画に位置付けられた事業の実施に關すること。  
(4) 生活交通の確保に関する地域における枠組みづくり及びその他の生活交通のあり方一般  
(5) 具体的なバス路線等に係る生活交通の確保に関する計画の策定についての調整及び決定

- 5 地域別部会及び地域公共交通会議  
○ 地域の実情に応じた協議等を行うため、地域ごとに地域別部会を設置（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の2の地域公共交通会議が設置された場合、これを前条第2項により設置された地域別部会の分科会とする。）

	山形県地域公共交通協議会	人数	法律上の構成員
1	山形県みらい企画創造部総合交通政策課長（会長）	1	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
	山形県総合支庁連携支援室長	7	
	市町村交通担当課長	35	
2	関係バス事業者の者（山交バス営業常務取締役）	2	
	関係バス事業者の者（庄内交通株）		
3	（一社）山形県バス協会長	1	関係する公共交通事業者等
	東日本旅客鉄道（仙台支社）（調整中）	1	
	山形鉄道株務取締役	1	
	（一社）山形県ハイヤー協会会长	1	
	山形県ハイヤー・タクシー協会会长	1	
4	国土交通省東北運輸局山形運輸支局長	1	運輸行政管理者
	山形県国土整備局山形河川国道事務所交通対策課長	1	道路管理者
	山形県国土整備部道路保全課長	1	
	山形県警察本部交通安全企画課長	1	港湾管理者
	山形県交通運輸産業労働組合協議会議長	1	公安委員会
		1	その他
5	山形県みらい企画創造部総合交通政策課	—	事務局

## 県全体の法定計画策定のための取組み

### (1) 法定協議会の設置

- 県全体の法定計画を策定するため、法定協議会を設置する必要があるが、法にある構成員は、現在ある「山形県バス対策協議会」と重複することから、この協議会を発展的に解消し、「山形県地域公共交通活性化再生協議会」を設置する。

#### 山形県地域公共交通活性化再生協議会（法定協議会）

**目的**：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置するもの

また、山形県における乗合バス等地域交通の確保等について協議・調整を行うものの（山形県バス対策協議会の目的を含む）

**委員**：東北運輸局交通政策課長、県内市町村交通担当課長、公共交通事業者（鉄道・バス）、道路管理者（国・県）、港湾管理者（国・県）、公安委員会、観光関係者、福祉関係者、山形県交通運輸産業労働組合協議会議長、各総合支庁連携支援室  
**事務局**：県みらい企画創造部総合交通政策課

※根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）

#### 地域別部会

**目的**：県内各地域の地域交通確保対策を推進するため、地域部会を設置するもの  
 （地域単位で地域公共交通会議等が設置されている場合は、その目的を含む）

**委員**：東北運輸局山形運輸支局長、地域別市町村交通担当課長、関係バス事業者、その他地域交通事業者 等

**事務局**：県各総合支庁連携支援室

#### 市町村部会（地域公共交通会議 ※）

**目的**：各市町村内の地域交通確保対策を推進するため、及び、これまで市町村単位の地域公共交通会議等で行っていた協議を実施するため設置するもの

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 等

**委員**：市町村長、東北運輸局山形運輸支局、関係バス・タクシー事業者、バス協会、ハイヤー協会、住民代表、道路管理者、関係警察署、学識経験者、総合支庁連携支援室 等

**事務局**：各市町村交通担当課

※根拠法令：道路運送法施行規則（第9条の3）

※運営協議会を含むことも可能とする。